
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(市経・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	40
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	43
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	51

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第78号）

1 改正内容

組織の見直しに伴い、主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を1名廃止します。（第9条関係）

2 施行期日

平成29年 8月 1日から施行します。

○ 緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則（第79号）

1 改正内容

都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の一部改正に伴い、規程の整理を行います。（第18条、第20条の8、第11号様式及び第12号様式の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第18号）

1 改正内容

組織の見直しに伴い、主査（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を1名廃止します。（第1条関係）

2 施行期日

平成29年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第19号）

1 改正内容

名古屋城天守閣の整備を行うため、主幹（天守閣整備）、主査（天守閣

整備）及び主査（名古屋城整備に係る文化財調査）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成29年 8月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

都市緑地法施行規則（昭和 4年建設省令第 1号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（別表第 2 関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表緑政土木局緑地部名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整の項を次のように改める。

名城公園・ 名古屋城整 備に係る連 絡調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る 連絡調整に関すること。	2
--------------------------------	-----------------------------------	---

附 則

この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則

緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第20条の 8 の表中「第25条」を「第29条」に改める。

第11号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「第25条」を「第29条」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第12号様式の 2 中「第25条」を「第29条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」とい

- う。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市告示第 514号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、平成29年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

平成28年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,130,426	960,130	84.9	895,512	79.2
特 別 会 計	1,173,100	957,762	81.6	995,445	84.9

(2) 公営企業会計（平成28年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	33,680	31,618	93.9	34,602	32,236	93.2
水 道 事 業 会 計	49,451	49,725	100.6	48,810	48,477	99.3
工業用水道事業会計	1,004	982	97.8	999	909	91.0
下 水 道 事 業 会 計	74,635	75,091	100.6	74,118	72,876	98.3
自動車運送事業会計	25,276	25,265	100.0	23,929	22,888	95.6
高速度鉄道事業会計	99,796	100,573	100.8	87,511	83,466	95.4
計	283,842	283,254	99.8	269,969	260,852	96.6

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（平成29年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

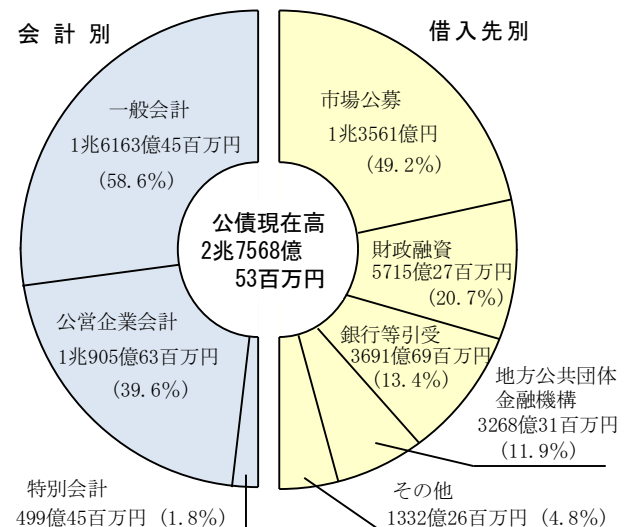
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	87,462千㎡
建 物	10,141千㎡
そ の 他	出資による権利 237,354百万円等
物 品	7,464点
債 権	135,808百万円
基 金	235,249百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	160,000	—
病 院 事 業 会 計	4,000	—
水 道 事 業 会 計	2,500	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,800	—
自動車運送事業会計	8,000	—
高速度鉄道事業会計	36,000	2,700

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

平成29年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。（平成29年3月に市会で議決され、名古屋城天守閣会計を設置し現在は12会計あります。）

（単位：百万円、％）

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計		1, 171, 188	7. 9
特 別 会 計		1, 079, 361	△ 5. 3
	国 民 健 康 保 険 会 計	250, 168	1. 9
	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	52, 597	4. 7
	介 護 保 険 会 計	188, 337	6. 0
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計	1, 371	3. 9
	市 場 及 び と 畜 場 会 計	7, 598	△ 6. 2
	土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計	450	200. 0
	市 街 地 再 開 発 事 業 会 計	644	△ 44. 4
	墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計	1, 350	△ 20. 7
	基 金 会 計	95, 179	△ 16. 5
	用 地 先 行 取 得 会 計	12, 390	△ 17. 8
	公 債 会 計	469, 277	△ 10. 5
計		2, 250, 549	1. 1

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

（単位：百万円、％）

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計		40, 919	2. 3
水 道 事 業 会 計		76, 104	2. 6
工 業 用 水 道 事 業 会 計		1, 572	0. 2
下 水 道 事 業 会 計		138, 868	△ 1. 9
自 動 車 運 送 事 業 会 計		28, 677	1. 5
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計		147, 119	△ 2. 1
計		433, 259	△ 0. 6

平成29年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）

平成28年度下半期財政運営の状況 平成29年度当初予算の概要

【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 515号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市熱田区三本松町 501番 5の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

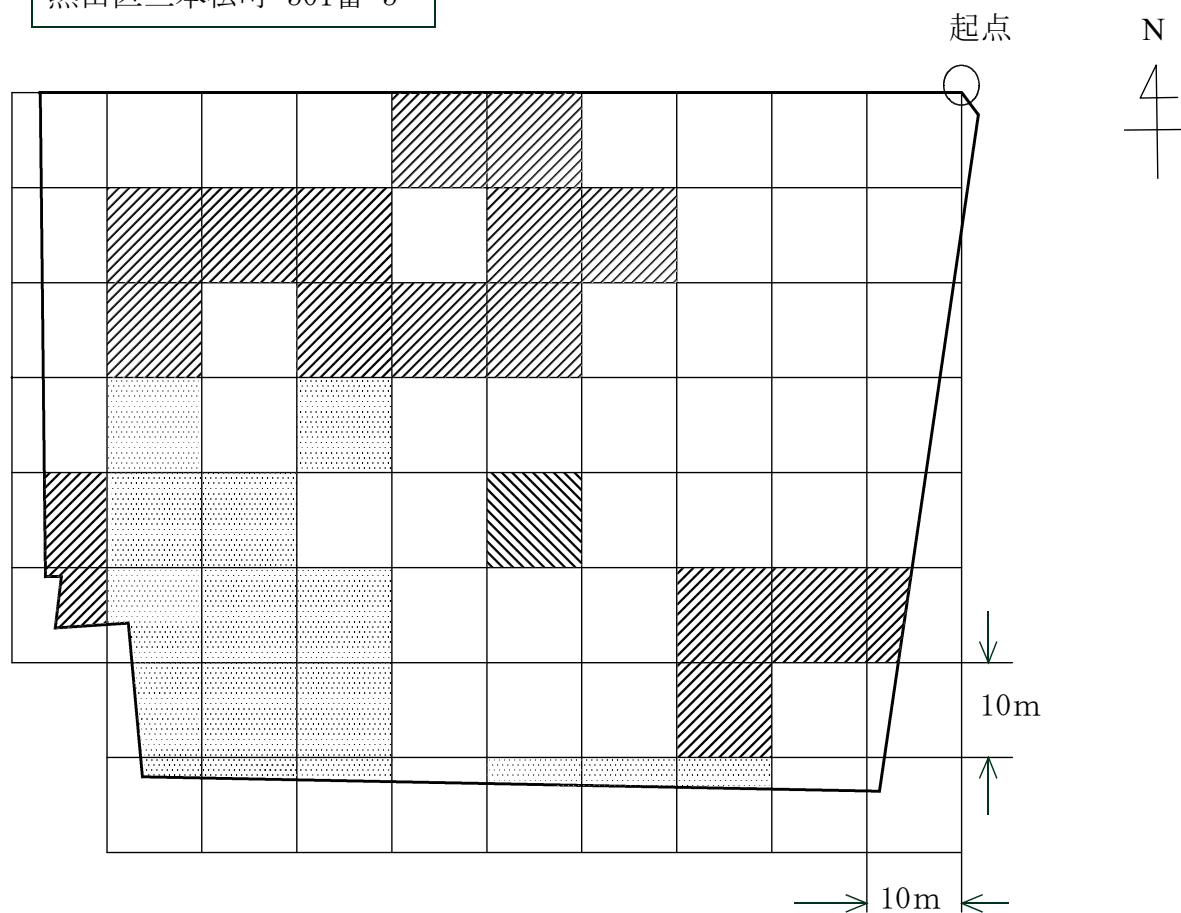
ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

熱田区三本松町 501番 5



凡例



: 調査対象地 (筆の全部)



: 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

名古屋市告示第 516号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 2月28日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものがないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成29年8月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成29年8月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成29年8月21日（月）から同月31日（木）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成29年 8月22日（火）から同月31日（木）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成29年 9月22日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 268戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 160戸

第 3 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 16戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその

障害種別が 4又は 5のもの

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含

む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 153戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 2回一般募集から平成29年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成23年度第 2回一般募集から平成29年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 517号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成29年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

平成29年 8月 4日から同月 6日まで、同月11日から同月13日まで及び同月 15日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 （ただし、一部区域を除く。）	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第518号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者からLEGOLAND JAPANに係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その1）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年8月1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
Merlin Entertainments Group Limited
CEO Nick Varney
3 Market Close, Poole, Dorset, UK
- 2 対象事業の名称及び種類
LEGOLAND JAPAN
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
平成29年7月18日（火）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)
(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成29年 8 月 1 日 (火) から同月15日 (火) まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあっては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を、環境学習センターにあっては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第519号

計画段階環境配慮書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条第2項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありましたので、同条例第7条の2の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年 8 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施想定区域

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 配慮書の提出年月日

平成29年 7 月21日（金）

5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所 (以下「南陽支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地 2 号

名古屋市野鳥観察館 (以下「野鳥観察館」という。)

(稲永公園内)

(2) 縦覧期間

平成29年 8 月 1 日 (火) から同月30日 (水) まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を、野鳥観察館にあつては月曜日及び 8 月16日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 野鳥観察館

午前 9 時00分から午後 4 時30分まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成29年 9 月14日 (木)

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

- ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見の提出の対象である配慮書の名称
- ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

- ア 郵送
- イ 持参
- ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第520号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第34条において準用する第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から「中央新幹線 品川・名古屋間」に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（名古屋市）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年 8 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 対象事業の名称及び種類
中央新幹線 品川・名古屋間
新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
- 3 対象事業の実施予定地
起点：東京都港区
終点：愛知県名古屋市
主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
平成29年 7 月26日（水）
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎 5 階）
- イ 名古屋市東区筒井一丁目 7 番 74 号
東区役所
- ウ 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号
北区役所
- エ 名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号
西区役所
- オ 名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号
中村区役所
- カ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
中区役所
- キ 名古屋市中川区高畑一丁目 2 2 3 番地
中川区役所
- ク 名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号
守山区役所
- ケ 名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ 13 階）

(2) 縦覧期間

平成 29 年 8 月 4 日（金）から同月 18 日（金）まで。ただし、地域環境対策課並びに東区役所、北区役所、西区役所、中村区役所、中区役所、中川区役所及び守山区役所（以下「区役所」という。）にあっては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を、環境学習センターにあっては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課及び区役所
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第18号

緑政土木局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

第1条緑政土木局緑地部緑地事業課の項中「主査（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）（3）」を「主査（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）（2）」に改める。

附 則

この達は、平成29年8月1日から施行する。

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

「主 幹(1)
主 査(1)
「主 幹(2)
主 査(2)
第3条第1項中 主 査(2) を 主 幹(2) に改め、同条
主 査(2)
主 幹(1) 」
主 幹(1)
主 査(1) 」
第2項中「主 幹(事業調整)(2)」を「主 幹(事業調整)」に、
「主 査(事業調整)(2)」を「主 査(事業調整)」に改め、同項
整備室主査(事業調整)の項の次に次のように加える。
主 幹(天守閣整備)(2)
(1) 名古屋城天守閣の整備に関する事。
主 査(天守閣整備)(2)
(1) 名古屋城天守閣の整備に関する事。
第3条第2項主幹(名古屋城整備に係る文化財調査)の項の次に次のように
加える。
主 査(名古屋城整備に係る文化財調査)
(1) 名古屋城の整備に係る文化財に関する調査及び関係機関との連絡調整に
関すること。

附 則

この達は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市達第20号

緑政土木局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2 緑政土木局主管課長の項第12号中「第25条」を「第29条」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第29号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 8月 9日午前10時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 8月 3日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画の策定について

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第9号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を次のように改正します。

平成29年8月1日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表株式会社JTB中部の項中「平成27年名古屋市交通局告示第10号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1DAY Passの発売について）」を「平成29年名古屋市交通局告示第8号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1DAY Ticketの発売について）」に改めます。

表株式会社めいかん企画の項中「平成27年名古屋市交通局告示第10号」を「平成29年名古屋市交通局告示第8号」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市病院局職員表彰規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

平成29年 8月 4日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 9条第 3項中「管理部主幹」を「管理部主幹（労務・医師看護師確保）」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）港明用地開発事業 商業施設計画
名古屋市港区港明二丁目 501番 1 ほか 2筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
三井不動産(株)	代表取締役 菰田 正信	東京都中央区日本橋室町二丁目 1番 1号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 9月30日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

45,500平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

3,011台

(2) 駐輪場の収容台数

951台

(3) 荷さばき施設の面積

1,319平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

318立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 9時00分	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

7箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成29年 6月30日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキー社店

名古屋市名東区高社二丁目 129番地 外 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ケーズデンキー社パワフル館	ケーズデンキー社店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名東区高社二丁目 130番地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	愛知県弥富市鰐浦町東前新田41番地 1	変更なし	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称並びに設置者及び小売業者の代表者については、
平成29年 6月15日
- (2) 小売業者の住所については、平成22年 4月26日

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称については、名称の変更のため
- (2) 設置者については、代表者の変更のため
- (3) 小売業者については、代表者及び住所の変更のため

5 届出の日

平成29年 7月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新守山店

名古屋市守山区新守山 801番 外 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

3 変更の日

平成29年 6月15日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成29年 7月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ中川富田店

名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田 440番地 3 外41筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

3 変更の日

平成29年 6月15日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成29年 7月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ名古屋みなと店

名古屋市港区新川町 3丁目 1番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	愛知県弥富 市鰯浦町東 前新田41番 地 1	変更なし	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地

3 変更の日

(1) 設置者及び小売業者の代表者については、平成29年 6月15日

(2) 小売業者の住所については、平成22年 4月26日

4 変更した理由

(1) 設置者については、代表者の変更のため

(2) 小売業者については、代表者及び住所の変更のため

5 届出の日

平成29年 7月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 兼子 義之	変更なし

3 変更の日

平成29年 6月15日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成29年 7月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グローバルゲート

名古屋市中村区平池町 4丁目60番13 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
1階北側駐輪場 a	77台	67台
2階北側駐輪場 b	103台	113台
計	180台	180台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	面積	
	変更前	変更後
地下 1階西側荷さばき施設 a	46.2m ²	—
地下 1階西側荷さばき施設 a — 1	—	23.1m ²
地下 1階北西側荷さばき施設 a — 2	—	23.1m ²
地下 1階北側荷さばき施設 b	490.3m ²	502.6m ²
地下 1階東側荷さばき施設 c	46.2m ²	変更なし
1階北側荷さばき施設 d	72.0m ²	74.9m ²
計	654.7m ²	669.9m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設	容量	
	変更前	変更後
地下 1階西側廃棄物等保管施設 a	58.17m ³	—
地下 1階西側廃棄物等保管施設 a — 1	—	46.92m ³
地下 1階北西側廃棄物等保管施設 a — 2	—	35.43m ³
地下 1階北側廃棄物等保管施設 b	190.50m ³	250.46m ³
地下 1階東側廃棄物等保管施設 c	106.58m ³	105.81m ³
計	355.25m ³	438.62m ³

廃棄物等保管施設の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成29年10月 1日

4 変更する理由

設計及び運営計画の詳細検討により、荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置等を変更したため

5 届出の日

平成29年 6月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 8月 2日から同年12月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年12月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課